

平成27年6月

逗子市教育委員会定例会

平成27年6月10日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成27年 6月10日 逗子市教育委員会 6月定例会を逗子市役所 5階第5会議室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長	竹 村 史 朗
教 育 委 員	山 西 優 二
教 育 委 員	桑 原 泰 恵
教 育 委 員	横 地 みどり
教 育 長	村 松 雅
教 育 部 長	石 黒 康 夫
教 育 部 次 長 教育総務課長事務取扱	原 田 恒 二
学 校 教 育 課 長	川 名 裕
学校教育課担当課長	杵 山 英 延
社 会 教 育 課 長	翁 川 昭 洋
社会教育課担当課長	橋 本 直 樹
教 育 研 究 所 長	早 川 伸 之
図 書 館 長	小 川 俊 彦
図 書 館 館 長 補 佐	鈴 木 幸 子
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	阿 万 野 充 代

事務局

教育総務課副主幹	坂 本 周 史
教育総務課主事	須 藤 彩 香

◎ 開会時刻 午前 9 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午前 1 0 時 2 0 分

◎ 会議録署名委員決定 横地委員、桑原委員

○竹村委員長

おはようございます。会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○竹村委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年逗子市教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は横地委員、桑原委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「3月定例会会議録の承認について」

○竹村委員長

日程第1「3月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、3月定例会会議録は承認いたします。

横地委員、桑原委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○竹村委員長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長からの報告をお願いいたします。

○村松教育長

それでは、5月21日、22日に行われました第67回全国都市教育長協議会定期総会について及び研究大会について御報告いたします。

本年度は厚木大会ということで、地元神奈川県で開催をされました。全国には都市教育長

協議会と町村教育長協議会という組織がありまして、都市教育長協議会、実は同日に東京で町村教育長協議会も開催をされております。都市教育長協議会の参加は、全国約800の都市がございまして、そのうち当日は500名以上の参加がありました。日程としては1日目、21日は開会式、それから全体会、議事として予算・決算、その後、文部科学省からの教育行政に関する直接の行政説明がありました。午後は、教育行財政、学校教育、生涯学習という3つの部会に分かれて研究部会、その後、講演として山下泰弘氏の講演がありました。「人を育てる、人に育てられる」という内容で、御自分の経歴を含め、人を育てることの大切さ、それから人とのかかわりの大切さということで、教育に通ずる内容で大変参考になりました。2日目も3つの行政内容に分かれて、教育内容に分かれて、全体会として提案があり、特にその中で非常に具体的な教育行政を積極的に推進している教育長さんのお話など、大変参考になりました。地元神奈川県ということで、私たち神奈川県教育長はホストとしても参加をしたんですが、大変、全国の情報が入ってきて刺激を受けた、今後の逗子市の教育にも参考になる内容の報告であったというふうに感じております。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。教育部長、お願いします。

○石黒教育部長

平成27年逗子市議会第2回定例会の概要について御報告をさせていただきます。

市議会第2回定例会は、会期を6月4日から6月19日までの16日間として、現在開催をされておりますが、ここでは本日までの審議経過について御報告をさせていただきます。今定例会の付議事案は、報告3件、議案8件、請願1件、陳情10件が上程されました。そのうち教育委員会にかかる案件について御報告いたします。

まず、招集日の6月4日の本会議におきまして会期の決定がなされた後、全員協議会が開かれ、池子米軍家族住宅建設事業についてほか1件の市長報告が行われました。その後、本会議を再開し、予算の繰り越しほか2件の報告が行われ、軽微な条例改正2件の議案が即決で可決されました。引き続き（仮称）療育・教育の総合センターへ改修される青少年会館の工事に関連して、教育研究所の一時移転先となる逗子会館の改修工事の費用を含む平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号）その他の議案については、各常任委員会に付託され、この日の本会議は終了いたしました。

翌日の5日は、教育民生常任委員会が開催され、一般会計補正予算（第1号）中、教育部所管の部分の審査のため、教育部から関係職員が出席いたしました。また、職員の出席要請

はなかったものの、教育部関連として教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を図るための2016年度政府予算に係る要請に関する請願が審査されました。表決では、補正予算が全会一致で可決され、請願は賛成少数で否決されました。

週明け8日は総務常任委員会が開催されました。昨日9日は基地対策特別委員会が開催されました。

以上が昨日までの市議会第2回定例会の概要でございます。今後につきましては、来週16日に本会議が開かれます。その場で議案6件、請願1件の委員長報告と表決が行われ、陳情の委員会審査の結果の報告がなされる予定です。その後、一般質問に移行し、17日の休会を挟んで19日をもって閉会となる予定でございます。以上で報告を終わります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

○桑原委員

教育長に伺いたいですけれども、先ほど御報告のあった協議会定期総会、研究大会ですか、全国からのさまざまな具体的な事例が、参考になったということでしたので、その中で何か逗子市に生かせそうなものをいくつかお持ちだったと思うんですが、1つか2つでも、どんなものが参考になって、具体的に実行するかどうかというのをちょっと伺えればと思います。

○村松教育長

一番参考になったのは、具体的なものもそうですけれども、教育委員会の施策の考え方として、例えば国や全国的にこれからこういうふうに進むであろうという情報をなるべく早くキャッチをし、流れがきてから対応するのではなく、早め早めにその地域の実態に合った取り組みをして、おりてきたからということではなく、その地域として自主的に、積極的に新しい考え方を早めに取り入れていくということをしている事例がありました。具体的には、岐阜県の岐阜市の発表でしたけれども、そのスタンスを考えていくと、地域に合った準備の期間がとれるということや、それから保護者や教職員の周知、それから学校の意見が取り入れやすいというメリットがあるというふうな発表がありましたので、私たちも情報収集、他地区の様子を見るというだけでなく、早め早めに情報提供したり、逗子としてどういうふうに取り入れていったらいいかを早くから考えていくというスタンスは大変参考になりました。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。桑原委員、いかがですか。

○桑原委員

はい、結構です。ありがとうございます。

○竹村委員長

ほかに何かありませんか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、教育長報告事項についてを終わりといたします。

◎日程第3「報告第15号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○竹村委員長

日程第3「報告第15号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○原田教育部次長

報告第15号議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号））作成に伴い意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成27年5月22日付けで教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について御説明いたします。平成27年度逗子市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらんください。歳出について御説明申し上げます。説明書の10ページ、11ページをお開きください。

第9款、第1項、第4目、教育研究所費中、説明欄の仮設教育研究所維持管理事業264万8,000円は、平成28年度の開設を予定している（仮称）療育・教育の総合センターに改修される青少年会館の工事が始まることから、年内に教育研究所を移転する必要があるため、移転先として予定する逗子会館の改修工事を行うものです。改修工事は、相談室として使用するためのパーティションの設置並びに適応指導教室、プレイルーム及び相談室用のエアコン6台の設置がその主な内容となります。

以上で報告を終わります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

○桑原委員

予算と関係ないんですが、逗子会館を一時的にこういうような形で利用した後、研究所が完成して移転した後に、どのように利用するかということがもしお決まりだったら伺えればと思います。

○原田教育部次長

もともとこの施設は、管財課が普通財産として所管しているもので、一時的にこれをお借りしてということになります。実際その後どのような利用をされるかというのは、現在の段階では具体的には聞いておりません。

○竹村委員長

よろしいでしょうか。

○桑原委員

そうですね、恐らく現在より使い勝手のいいものになると思いますので、何かうまく利用できればなと思っていますので、何か始まる際には報告いただければと思います。

○竹村委員長

よろしく申し上げます。ほかに何かありますか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

承認することに決定いたしました。

◎日程第4「委員長の選挙について」

○竹村委員長

日程第4「委員長の選挙について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

委員長の選挙について説明をさせていただきます。

竹村委員長の委員長としての任期が今月25日で終了いたしますので、次期委員長を選出す

る選挙を行うものでございます。本年4月1日から施行された一部改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、改正前の第16条第1項の教育長いわゆる旧教育長が在職する間は部分的に改正前の旧法の規定がなお効力を有するものとして適用されます。この経過措置により、なお効力を有する旧法第12条の規定には、教育委員会は教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならない。委員長の任期は1年とする。また、委員長は教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表するとあります。今回選任される委員長の任期は平成27年6月26日から平成28年6月25日までの1年間でございます。以上で説明を終わります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。それでは、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、委員長の選挙を行います。

まず、選挙の方法について、投票または指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったらよろしいでしょうか、御意見をいただきたいと思えます。

○村松教育長

慣例に従って、指名推選ではいかがでしょうか。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ただいま教育長より指名推選との御意見がありましたが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

異議なしと認め、指名推選の方法をとらせていただきます。

次に、指名推選の指名者をどなたにしたらよろしいか、御意見を伺いたいと思えます、いかがでしょうか。

○桑原委員

今現在も職務代理を務めていらっしゃいます山西委員にお願いできればと思えます。幅広く教育に関して専門家でいらっしゃいますし、そういった見地から適当だと思われる方をぜひ御推薦いただければと思えます。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ただいま桑原委員より、山西委員を指名者にとという御意見がありましたが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

異議なしと認め、指名者を山西委員にお願いいたします。それでは、指名者から指名していただきます。山西委員、お願いいたします。

○山西委員

それでは、私から指名させていただきます。私としましては、もう4年以上にわたって委員長を務めていただき、何とんでもこういう個性的な教育委員たちをうまく取りまとめている竹村委員にぜひとも委員長をこれからも継続的にお願いできたらと思っています。よろしくお願いします。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ただいま委員長に私、竹村をとの指名推選がありました。お諮りいたします。ただいま指名推選がありました私、竹村を委員長とすることに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

御異議なしと認め、私、竹村を当選人と定めさせていただきます、委員長に決定いたします。よろしくお願いします。

それでは、一言御挨拶をさせていただきます。改めまして、ただいま御承認いただきまして引き続き委員長の職を務めさせていただきます。よろしくお願いします。この間、教育委員会制度が変更になっているさなかです。教育委員会制度が変わる中、私たち逗子市教育委員会は教育ビジョンをつくり上げました。これは委員の皆様からそれぞれの現場の課題を持ち寄って教育ビジョンをつくり、そしてその教育ビジョンを現場の施策に具体的に生かしていく、そういう方法をとる、最初からそういう目的でつくっております。今、山西委員のお言葉にもありましたが、非常に個性的で活発に活動されている皆様とともに、この教育ビジョンを生かしながら逗子の教育を高めていって、意義のあるものにし、高めていきたいと、そういうふうを考えておりますので、事務局の皆様も含めまして、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、これで委員長の選挙についてを終わりといたします。

◎日程第5「委員長職務代理者の指名について」

○竹村委員長

日程第5「委員長職務代理者の指名について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

委員長職務代理者の指名について御説明をいたします。

ただいま委員長の選挙が終了し、次期委員長に竹村委員長が再任をされましたので、前述の経過措置により、なお効力を有する旧法第12条第4項の規定に基づき、新たに委員長職務代理者についての委員会の指定をお願いするものでございます。

任期は、次期委員長と同じく平成27年6月26日から平成28年6月25日の1年間でございます。よろしく願いいたします。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。委員長職務代理者の指名は、これまで委員長から指名をするという形で行われてきました。引き続き委員長に選出いただいた私から指名させていただくということで、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議なしと認め、私から委員長職務代理者を指名することとさせていただきます。委員長職務代理者には引き続き山西委員をお願いしたいと思います。

ただいまの私の指名について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議なしと認め、委員長職務代理者は山西委員に決定いたしました。

それでは、山西委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○山西委員

改めて、職務代理者ということで、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど委員長がおっしゃいましたように、私たちが過去2年強を使いながら一緒に逗子市教育ビジョンをつくった、つくれたというのは、やはりすごく大きな意味があったかなと。教育委員という立場で、この場に参加させていただいて、何か具体的な形、またその割と本質的な部分を改めてみんなで作り出したということは、非常に大きな意味があると思っています。残り教育委員としての任期ということはあるんですが、逆にそういう原点からもう一度私たちが教育委員として何ができるのかということをもう一度丁寧に捉え直しながら、残りの任期を大切に過ごしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○竹村委員長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。これで委員長職務代理者の指名についてを終わりといたします。

◎日程第6「その他」

○竹村委員長

日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事としてありますか。

○阿万野文化スポーツ課長

5月27日（水曜日）に開催いたしましたチャンジデーにつきましては、皆様の御協力により無事に無事故、けが人等なく終了することができましたことを御報告いたします。

結果につきましては、逗子市の参加率が40.9%、対戦相手の広島県三次市は37.5%で、本市の参加目標率の40%を上回り、また初めて逗子市が勝利することができたことを御報告いたします。参加者数は、逗子市が2万4,587人、三次市が2万690人でした。チャレンジデーも今年で4年目に入りまして、市民の皆様にイベントとして少しずつ定着してきたものと感じております。以上で報告を終わります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに何か、その他としてお持ちの方いらっしゃいますか。

○川名学校教育課長

それでは、2点申し上げます。

1点目は、学校警察連携制度についてです。この学校警察連携制度につきましては、教育委員会と警察が相互に児童・生徒の個人情報を提供し、密に連携して、児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害の防止を図ることを目的にしております。逗子市におきましては、過去平成18年に個人情報保護審議会にてこの個人情報の提供について了承となった結果を受けて、いまだに締結しておりません。県内においては、33市町教育委員会のうち本市を含む5市を除いた28市町教育委員会が既にこの連携制度を導入しております。逗子市におきましては、7月に行われます逗子市個人情報保護審議会に再度諮問をして、了承いただければ学校と警察との情報連携に係る協定書を神奈川県警察本部と逗子市教育委員会とで取り交わす予定になっております。

それから2点目につきましては、教育長ヒアリングを5月27日から6月3日にかけて市内8校の小・中学校の校長先生からヒアリングを行いました。各校の状況ですね、教員の指導力向上の取り組み、それから支援の必要な子どもたちの個別の指導計画、それから避難訓練での地域との連携等々、各学校の取り組みについて聞き取りを行いました。以上でございます。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。今の説明2点、どちらでもいいですが、御質疑、御意見のある方、お願いいたします。いかがですか。

では私から。最初の件、学校警察連絡制度についてですが、県内ではほとんどの市町村では提携をしているということで、提携をしていることのよさですね、メリットということも十分にわかってきているんじゃないかなと思うんですね。数年前に逗子市が取り組もうと思ったけれども、ちょっとそれは不調に終わったときに比べて、いろんな情報が入ってきている中で、やはりこれが必要なんだという考えに、その根拠を改めてお示しいただければと思うんですが。

○川名学校教育課長

現在、子どもを取り巻く状況が、児童虐待、薬物乱用、それから暴力、いじめ、不良行為など複雑化・深刻化している状況が見られます。これにつきましては、学校・家庭・地域の連携と協力だけでは解決が困難というケースが出てきておりますし、記憶に新しい川崎の中学1年生の男子生徒の殺害が今年2月にありましたけれども、そういった状況を受けて、やはり警察と教育委員会が情報をやりとりすることで、子どもたちの甚大な被害を未然に防ぐということが必要ということで、その事が一番大きいと思います。

○竹村委員長

もう一つ。その事件、事例等々で、中学生ぐらいから社会人までの年齢の幅と、かなり広域にわたってのつき合いの範囲が広がっているような報道や印象を受けますが、そういったことは実際にこの近隣でも報告があるのでしょうか。広がっているというのは、いい意味でもあり、または悪いところもあったりするものですが、そういった悪い事例でそういう広域化したり、または年齢的に非常に幅が広がっているということは見てとれる部分があるのでしょうか。

○川名学校教育課長

現在、SNSの普及にも係ると思うんですが、連絡をとりやすいという状況があると思

ます。それで、市内または近隣の地域、例えば逗葉地区におきましても、中学生・高校生の絡んだ事案、ある学校に複数の学校で押し寄せるといったようなことも出てきておる状況がありますので、今そんな状況です。

○竹村委員長

わかりました。ありがとうございます。ほかに何かありますか。この件と、もう一つ。

○山西委員

今の話の流れの中で、子どもたちを取り巻く問題状況がある意味では非常に顕在化しつつ、またそこに非常に複雑化していく中で、警察の持っている情報を教育的な立場からどう活用できるかという、その視点はすごく大切だと思います。そのときの警察の持っている情報というものが、今こういう動きの中でどういう情報になってきているのかという、警察情報というのは具体的に子どもたちのどういう情報を今、警察はあえてどういう視点で集めているのかということについて、少し確認ができれば、その情報の持つ意味というのがすごく具体化してくるかなと思うんですが、そういった何かお答えいただけることがあれば。

○村松教育長

先ほど連携協定が逗子警察署ではなく神奈川県警と協定を結ぶというふうになっていますが、それがまさに子どもたちの活動範囲が広域化しているということのあらわれで、他市でも管内に複数の警察署があった場合も含めて、神奈川県警との協定ということになってきます。神奈川県警も、それから教育委員会も、学校も、全部基本的には守秘義務もありますし、収集した情報を他に提供しないという条例の中で活動していますが、例えば警察のほうの情報というのは、ある地域での活動の中で、逗子の中学生も被害に遭う可能性があるという名前が出てきた場合、そういうようなことを情報提供でこちらに連絡をしてもらい、当該の児童・生徒、また学校に対して情報提供して未然防止するというのが代表的な例かなというふうに思っています。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。山西委員、いかがでしょうか。

○山西委員

ちょっとそういう面では、警察がどういう形で今のように、時には若干犯罪と子どもたちの関係とかですね、それが特に加害に入る場合と、当然被害に入る場合、いろんなケースが当然出てくると思いますし、特に被害としてどういう状況にあるかというところ、これは私たちなかなか見てとりにくいところがありますから、やはりそういったところは非常に丁寧

に見ていく必要があるだろうしということで、これはまさしく連携ですから、お互いがお互いの立場をもっと認識し合って、いい意味での情報を確認し合うようなプロセスを丁寧にやっていくということが大切だと思いますので、そういう方向できちっと議論ができたらいいいかなと思います。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

今のお話なんですけれども、警察との連携が、制度ができるということはいいことだと思うんですけれども、違う見方をすれば、警察と連携をするような状況にあるということは決していいことではないということ、当然のことなんですけれども、ちょっと押さえておかなければいけないなというのを改めて痛感しました。そういった意味では、先ほど課長もおっしゃったように、SNSの向上で、かなり現代的な犯罪というものが増えてきていますので、今までも警察からいろんな指導や、SNSの使い方みたいな講座も市でやっていたと思うんですけれども、今回の連携が締結されたとして、そういったことで未然防止すると同時に、こういった事態に及んだということ、それを重く受けとめて、そういった新種の犯罪というんですか、そういったことを改めて私たちが学び直すというか、そういった意味でも警察と連携をとりながら、私たちが未然に防止できたりすることで、将来的には警察と連携せずに、地域で子どもたちを守れるような、そういったものになっていくということを行政のほうに求めたいなと思っております。そういった、いわゆる犯罪についての自分たちの勉強の場も、これを通じてもっと整理できると、本来の形はきちっと伝えていきたいということの2点、意見として申し上げました。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。逗子市は地域の活動が非常に活発で、連携もとれていいますので、もちろん学校も、もちろん教育委員会も警察も連携して制度を活用することは大変素晴らしいことですが、今、桑原委員がおっしゃったみたいに、地域の力、とても大切ですよ。こういうときにこそ地域の力を大いに役に立てていただきたいなというふうにも考えています。私たちが地域の人間の一人ですので、そういう自覚の中で未然にそういうことが防げたらというふうに考えます。

ほかに何かありますか。

○横地委員

今のことについてなんですけれども、警察との連携というのは必要だと思っています。ただ、世の中が本当に変わって、いろいろなケースに巻き込まれてしまうというところがあると思います。ただ、中学生ぐらいですと、やはり思春期ということで、多少の反発や抵抗や、いろいろなものがあるのは仕方ないことだと思うんですけれども、それが犯罪につながるようなケースになってしまうとよくないということで、この連携ということは有意義だと思いますが、中学、学校という場だけではなく、今、地域の中での連携というところで、地域のほかの場でまた見せる生徒さんの顔や姿というのは違うので、やはり連携、地域との連携の中で、多少反発や反抗がある生徒さんが、自分を出せる場を地域が保障していくというか、協力していくというのもひとつ本当に大切なことではないかなと思います。竹村委員長が言ったことはそういうことだと思うんですけれども、小さいまちで、割と各地域で久木や逗子、沼間など、そういう地域でも連携がすごく濃いので、そういった連携の中で中学生が、自分が発揮できるような場をまたつくっていききたいな、つくっていただけたいなと思います。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。ほかに何か、この件について何かありますか。

○村松教育長

この警察と連携制度は、文部科学省のほうでも、例えば広域の議案があったときには、既に他県ととか、または他市町村と既存の組織を広域で開催をなさいますとか、逆に人数が多いことで具体的な話題が出ないのであれば、小規模でやるということも有効ですと、いくつかの提案の中の一つというふうに考えています。

それから、最大の問題は、ポイントは、警察に非行防止の組織、セクションは大変増えていると。いろいろな事例の経験をもとに、相談、保護、非行防止、そういうセクションがあるので、ここには教員も出向していますので、こういう組織と連携をするという意味では、この協定は未然防止に大変有効かなというふうに感じています。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。あとよろしいですか。はい、どうぞ。

○桑原委員

教育長、校長先生のヒアリングの件で伺いたいんですけれども。ヒアリングの形が進んで何年かたつかと思うんですが、8校終わられたということで、ちょっと課題として見えてきたことであるとか、逗子市での特色だとか、そういったヒアリングを終えての御感想なり、

まとめなりがあったら伺いたいんですが。

○村松教育長

私としては今回、初めてでしたけれども、事前に各学校に、ある程度学校の経営方針や資料等を提示してほしいということを伝えました。学校のほうで既に行われている人事評価制度という制度がありまして、校長は年度始めに教育委員会に自己観察書という書類を提出します。1年間どういう方針で実施していくか、学校行事を実施していくかという書類がありますので、その書類をもとに学校長から基本方針を説明をしてもらってきました。

その中では、基本的には教育ビジョン、それから学校教育総合プラン等の施策を十分反映した学校経営の方針を既に立てているということは十分感じました。ポイントとなっている自己チェックカードとか、チェックリストとか、それから支援シート、不登校対策についても、既に校長の学校経営方針の中に具体的に盛り込まれている学校も数多くありましたので、そういう点では方針として各学校が市の方針を意識して学校教育を行っているという実感がありました。それぞれの学校にはリーダーの育成、ミドルリーダーの育成ですとか、共通した課題がありますので、それについてはこちらからも、さらに一層の意識づけをしてもらったり、あと県の制度が多少変わってきて、ミドルリーダーの対象年齢とか、勤務年数も若干緩くなっているんで、そういうことを伝えながらリーダーの育成を今からやってほしいということを伝えました。

その他、給食の状況とか意見交換ができますので、1校40分ぐらいだったと思いましたが、大変有効だったと感じています。

○竹村委員長

ありがとうございました。ほかに何かありますか。

○山西委員

ちょっと先ほどの学校警察連携の件で、1件だけちょっと思い出したことがあったんですが。かつて、人権にかかわる団体と色々な話をしているときに、警察内、特に警察官にとっての人権意識というものの教育ですね。これをどういうふうな形で作り出していくかということは、今後こういう予防の問題を含めて、当然これは教職員にとっても人権意識をどう培うか、すごく大切なんですけど、それは別に教員だけの議論ではなくて、そこにかかわる警察官の方々が人権意識をどういう形で組織の中で研修型のプログラムとして確認しているかということはずごく大切で、国際的にもそういうプログラムがいろいろ紹介されているんですが、比較的日本はおくれているという言い方がずっとされてきている中で、改

めて神奈川県ではまさしくそういう意味での人権教育的なプログラムをこういう非行防止組織をつくっていくプロセスでどう組み入れていっているのかということは、やはり警察と学校、または教育が連携するなら、私たちとしては教育の立場から、一度その視点を確認しておきたいというようなちょっと思いががあるので、県としてはどういうふうなことを今やられているかということは、どこかのタイミングで一度聞いていただけるといいかなと思います。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。それでは、それについては今後の課題として聞いていただくということでお願いいたします。本件について、何かほかにありますか。よろしいですか。

ほかに、その他お持ちの方いらっしゃいますか。

○原田教育部次長

予定の案件は以上です。

○竹村委員長

ないということですので、委員の皆様から何か議事としてお持ちの方いらっしゃいますか。

○横地委員

議事というか、情報提供という形です。来る7月10日に逗子市のほうで津波の訓練というのがありまして、去年もありましたけれども、その中で、久木地区の情報ですけれども、久木地区は久木小学校とか、久木中学校、あと双葉保育園がありまして、その連携の中で、双葉保育園の子どもたちが、10時に地震が起きて3分か4分後に津波警報が出て避難をするというところで、久木中学校と双葉保育園は大分日ごろより交流をしまして、その中で園児が中学校に避難をし、それで4階の屋上近くまで避難をするというところに、学校のほうで協力していただけることになりまして、3年生の家庭科の時間、全員ではないんですけれども、家庭科の時間を1クラス使ってください、一緒に4階まで逃げるということを行ってもらおうというふうになりましたので、また結果がこの日、大雨でなければできると思うので、結果どんな感じだったかというところを御報告したいと思います。校長先生、教頭先生を含め、最初からすごく協力的に、気軽という言い方はおかしいですけども、積極的にかかわってください、本当にその久木の地域というのは全部学校が並んでいて、すごく近いので、久木小学校とも引き取り訓練の日を同じにしたりというところで、たまたま引き取り訓練の日に本当の地震が起きまして、皆さんの携帯も鳴ったと思うんですけども、アラ

ームが鳴って、双葉保育園がメール配信をしているので、その配信のアラームかと思ったというぐらいに、ちょっと緊迫した感じもあったので、この連携というのは本当にいい機会ではないかなと思っていますので、このビジョンにもありますように、つながりの一端になればいいかな。また、ほかの地域での一つの例になればいいかなと思っています。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。一たび大災害が起きると、自助と、当然その次にくる共助というのが大切になり、学校に、または保育園・幼稚園に通っているその時間帯は、共助という部分、とても大切なことだと思うんですが、今出ました久木地区について言えば、津波が起きたときを想定して、どのような動きになっているのか。また、そのことを教員の方たちがどの程度理解しているのか、またその津波訓練についての久木中学校の実際の動きなど教えていただければと思います。

○川名学校教育課長

市内各小・中学校、防災マニュアルを作成しているところですが、久木地区におきましては、久木小学校においては津波警報が出た場合には校舎3階の屋上、久木中学校には先ほど横地委員からお話ありましたけれども、4階への避難ということで、教員の統制はとれている状況です。

先ほどの久木中学校の協力という部分ですが、7月10日の津波避難訓練に際しましては、先ほどちょっと校長先生とお話する機会があって確認したんですが、中3の生徒、この中3の生徒は保育園で保育実習をされたということで、関係性もできているということで、中3の生徒が小さいお子さんについては抱き抱えたり、手をつないで4階まで上がるということで、計画をされているというお話を伺いました。

○横地委員

今、少しお話があったんですが、日ごろからの連携というところで、中学校のこれからまた教科書の選定もあるんですが、家庭科の授業の一環で3年生が毎日のように保育園に訪問するというのがありますので、それで学校のほうで配慮して下さったんだろうなとは思いますが、本当にそういう学校のカリキュラムの中でそういう他園に行くというのは、その後に、例えばまちで会ったときに挨拶をして、保護者の方が、何か中学生のお姉さんかお兄さんにうちの子が挨拶されたんだけど、びっくりしたわって。でも、それはそういう連携の中で、ちょっと顔がわかって、つながりができたというのが実際にありますので、そういったお兄さんたちが協力してくれるというのは、若い世代の保護者の方にも心強いし、

その若い世代の保護者の方が今度は、自分たちは地域のお年寄りをどうしようとかとかという芽生えにもなるのではないかなと思います。

○竹村委員長

その久木中学校の御協力、心について、私としては非常に高く評価したいなというふうに思いますし、それがつながって行って、安全をみんなで確保できるような動きになってくれればと思います。

ほかに何かありますか。お持ちの方、ほかの議題で。

それでは、ないようですので、以上でその他についてを終わりいたします。

次回の定例会ですが、7月13日、午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。